

## 内閣人事局と公務員労働組合連絡会とのやりとり（概要）

日時 平成29年8月17日（木） 10：00～10：30  
場所 8号館会議室  
人数 先方） 吉澤事務局長 外17名  
当方） 植田人事政策統括官、外3名  
案件 退職手当の見直しに関する要求書に係る中間回答①

### 公務員連絡会

これまで、立場は違えどもお互いの信頼関係により対応してきた。重ねて格段のご配慮をお願いしたい。

昨年8月1日に政府から人事院に対して調査依頼が行われ、今年4月に人事院から調査結果と見解が明らかにされた。先の通常国会では、再就職問題について相当揺れ動いた。国会で質疑が行われ、会期末に全省調査の結果が公表されたが、課題は継続していると承知をしている。

そのような中で、退職手当についても極めて慎重な対応が必要であることは承知をしているが、臨時国会に向け現段階の考え方をお示しいただきたい。

### 内閣人事局

本日は、御多忙のところお時間をいただき感謝する。8月8日に「退職手当の見直しに関わる要求書」をいただいたが、国家公務員の退職手当の支給水準の見直しについては、現在、検討を進めているところであり、本日は、現段階における見直しの検討状況について回答したい。

国家公務員の退職給付については、本年4月に人事院から、退職給付額での官民比較の結果、公務が民間を78.1万円上回り、官民均衡の観点から退職給付水準について見直しを行うことが適切であるとする調査結果及び見解が示されたところ。

この人事院の調査結果及び見解を踏まえ、退職手当の支給水準の引下げにより、78.1万円の退職給付の官民較差を解消する必要があると、今回の退職手当の引下げは、調整率の引下げによる基本額の引下げによって行うことを考えている。

また、今回の官民較差は78.1万円であり、平成24年法改正における一段階あたりの引下げ額よりも少額であり、加えて、過去の引下げの例（平成15年法改正、昭和56年法改正）に照らしても、段階的引下げが必要となる水準と考えられていないため、経過措置を設けて段階的引下げを行うことは考えていない。

引下げの時期（施行日）については、前回引下げの例も参考にして、法案成立後速やかに引下げを実施したいと考えている。

現段階における見直しの検討状況は、以上である。

### 公務員連絡会

ただいま4点、人事院調査並みの水準の見直し、対象、実施時期、また経過措置は設けないとの回答があったが、最終的には国会における立法措置となるものであり、社会

的な納得性が必要になる。この問題については5年に1回しか機会がないこともあり、まずは基本的な問題について改めて議論をさせていただきたい。

1点目は退職手当の性格について。民間では、退職手当は「勤続報償」「賃金の後払い」「生活保障」のおおよそ3つの性格があるとされている。先週8日の要求時の会見において、国家公務員制度担当大臣から「国家公務員の退職手当は勤続報償的な性格が強い」と発言されているが、なぜ勤続報償的な性格が強調されるのか。

#### 内閣人事局

3つの性格があるとされていることは承知している。国家公務員については従来から申し上げているように、勤続報償としての性格が基本であり、それに従った対応としている。その理由としては、いくつかあるが、勤続期間一年ごとの支給率が均一ではなく、勤続期間が長くなるにつれて額が増加し、短期勤続の自己都合退職については率が低く抑えられている。また、懲戒免職により失職した場合には退職手当を支給しないという扱いもできることになっており、この点は賃金後払い、あるいは生活保障の考え方を前提としたものではないことによる。

#### 公務員連絡会

民間においてもある程度は同様の制度、性格を持っている。国家公務員だけが勤続報償を強調する理由にはならず、様々な要素があるということは政府としても否定できないのではないかと。何が強いかというのは立場がなせる業と理解するが、8日の大臣発言は「意見は聞くが応じるつもりはなく、最後は政府の判断でやらせてもらう」という意味で「勤続報償的性格」を強調されたのではないということではないか。

#### 内閣人事局

勤続報償については従来からの考え方であり、組合の主張を聞く耳持たないという趣旨で申し上げたものではない。当然皆様方の意見をお伺いしながら検討を進めていくというスタンスは変わらない。

#### 公務員連絡会

では、この点についてはこれまで同様ということでは理解する。一方、労働基本権が制約されている中、政府側が我々と向き合って信頼関係を持って行うものと考えているが、勤務条件という性格が少なくともあるにもかかわらず、人事院が行うのは調査のみであることは、代償措置との関係でややグレーな部分があるのではないかと。

#### 内閣人事局

人事院からの調査結果のみを受け、政府において対応を検討することが違法な状態であるという理解にはない。

#### 公務員連絡会

廃案になったが、国家公務員制度改革関連4法案において退職手当は交渉事項とされていたのではないかと。その時との関連ではどう考えるのか。

### 内閣人事局

立法の際に、どういう法律にするかについては当時の政治情勢や、さまざまな要素を踏まえたものであり、それと今の法律についてどう解釈するのかは別に分けて考える必要がある。

### 公務員連絡会

2点目は、5年に1回という時期について。一般的な給与と異なり時々の景気、経済動向の影響を受けやすい。他方で、調査の開始から実施までの間に2年近くの時間を要しており、職員の公平性について今のままでいいのかという議論がある。

### 内閣人事局

5年毎の見直しについて意見があることは承知している。退職手当について、退職後の生活保障の性格が全くないかということそういうことはなく、支給を受ける職員にしてみれば退職後の生活設計もあり、一定の安定性、予見可能性が必要であることは前提である。

一方調査をされる企業の側としても、台帳作成の義務がない中の調査となることもあって負担が大変大きい。また、民間の退職手当についても1、2年毎に変えるということはないので、平成26年の閣議決定において、5年ごとに見直すとしたことは一定の合理性がある。

### 公務員連絡会

退職手当制度は政治的、社会的に安定しているとは言えない。冒頭に申し上げた再就職、天下りの問題や、年金との関係があり、不安定な状態である。より安定的な制度となるよう検討をしていただきたい。冒頭に回答のあった支給水準の見直し、対象、実施時期、経過措置の扱いについては、宿題とさせていただく。

人事院調査の結果と法律上の措置については、民間の状況に均衡させるという意味合いから引下げ過ぎにならないような工夫が必要と思われるので検討して次回にお答えいただきたい。

### 内閣人事局

調整率の端数処理のことと思われるが、これまで整数で行ってきたところであり、いずれにしてもよく検討してまいりたい。

### 公務員連絡会

繰り返しになるがお互い信頼関係を持ちながら、要求については交渉、協議、合意となることを重ねて申し上げる。

— 以上 —

文責：内閣官房内閣人事局（速報のため、事後修正の可能性あり）